

借り換え条件(要綱第5条)の適否について

介護老人保健施設整備利子補助金交付要綱第1条第1項に定める平成25年4月1日以降に(独)福祉医療機構・年金福祉事業団からの借入を民間金融機関に借り換える場合の補助金の交付条件については、以下のとおりです。

条件1 県が定める金融機関：県内に本支店を有する金融機関(取扱い要領第2(2))

OK	埼玉県内に本店・支店があり、借入先店舗は県内にある
OK	埼玉県内に本店・支店があるが、借入先店舗は県外にある
OK	埼玉県内に支店があり、借入先店舗は県内にある
OK	埼玉県内に支店があるが、借入先店舗は県外にある
NG	埼玉県内に本店・支店がなく、借入先店舗は県外にある

条件2 全期間固定金利かつ既存の借入利率より低率であること。

(例) 既存借入：3%

OK	全期間固定金利 1.5%
NG	10年間固定金利(1.5%)その後変動利率 (全期間固定金利でない)
NG	全期間固定金利 3.0% (既存の借入利率と同率)

条件3 借り換え期間は借り換え前より延長しないこと。

(例) 既存借入：平成25年10月10日まで

OK	平成25年 9月10日まで
OK	平成25年10月10日まで
NG	平成25年11月10日まで (借り換え期間が借り換え前より1カ月延長されている)

条件4 従前の借入残高のみを一括で借り換えるものであること。

(例) 既存借入金残り残高：A円、弁済補償金：B円、残り支払利息：C円

OK	A円
NG	A円+B円 (弁済補償金分を同時に借り入れている)
NG	A円+B円+C円 (弁済補償金分、残り支払利息分を同時に借り入れている)
NG	A円+C円 (残り支払利息分を同時に借り入れている)

条件5 借り換え後の各年度の利子償還額が、借り換え前の各年度の償還額以下であること。

	借り換え前		借り換え後	
	OK	H25	A円 \geq	a円
	H26	B円 \geq	b円	
	...	\geq		
	最終年	C円 \geq	c円	
	借り換え前		借り換え後	
	NG	H25	A円 <	a円 (初年度が、借り換え前の償還額を上回る)
	H26	B円 \geq	b円	
	...	\geq		
	最終年	C円 \geq	c円	
	借り換え前		借り換え後	
	NG	H25	A円 \geq	a円
	H26	B円 \geq	b円	
	...	\geq		
	最終年	C円 <	c円 (最終年度が、借り換え前の償還額を上回る)	

条件6 県に事前協議を行い、承認されている借入であること。

OK	事前協議 → 承認 → 借入
NG	事前協議 → 借入 → 承認 (承認前に借り換えている)
NG	借入 → 事前協議 → 承認 (事前協議前に借り換えている)
NG	事前協議 → 承認 → 協議と異なる借入 (承認された借入でない)

